

【 温室効果ガス排出量削減に向けた取組 】

温室効果ガス排出量の削減に向けた取組は、環境省実施計画で具体的かつ詳細に多数掲げており、そこには、「1. インプット」において記した取組の多くも含まれますが、ここでは、環境省実施計画に、達成すべき目標として掲げられた項目を列記します。

1. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮
 - (1) 低公害車の導入
 - (2) 自動車の効率的利用
 - (3) 自転車の活用
 - (4) エネルギー消費効率の高い機器の導入
 - (5) 用紙類の使用量の削減
 - (6) 再生紙などの再生品や木材の活用
 - (7) HFC の代替物質を使用した製品等の購入・使用等の促進
 - (8) その他
2. 建築物の建築、管理等に当たっての配慮
 - (1) 建築物の建築における省エネルギー対策の徹底
 - (2) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底
 - (3) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択
 - (4) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入
 - (5) 冷暖房の適正な温度管理
 - (6) 新エネルギーの有効活用
 - (7) 水の有効利用
 - (8) 太陽光発電の導入及び建物の緑化の整備方針
 - (9) その他
3. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮
 - (1) エネルギー使用量の抑制
 - (2) ごみの分別
 - (3) 廃棄物の減量
 - (4) 森林の整備・保全の推進
 - (5) 環境省主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減
4. 職員に対する研修等
 - (1) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供
 - (2) 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励
 - (3) その他

環境マネジメントシステムの「平成 21 年度及び平成 22 年度目的、目標及び実施計画」においては、温室効果ガス排出量削減に資する取組として、例えば、以下の様なものを掲げています。

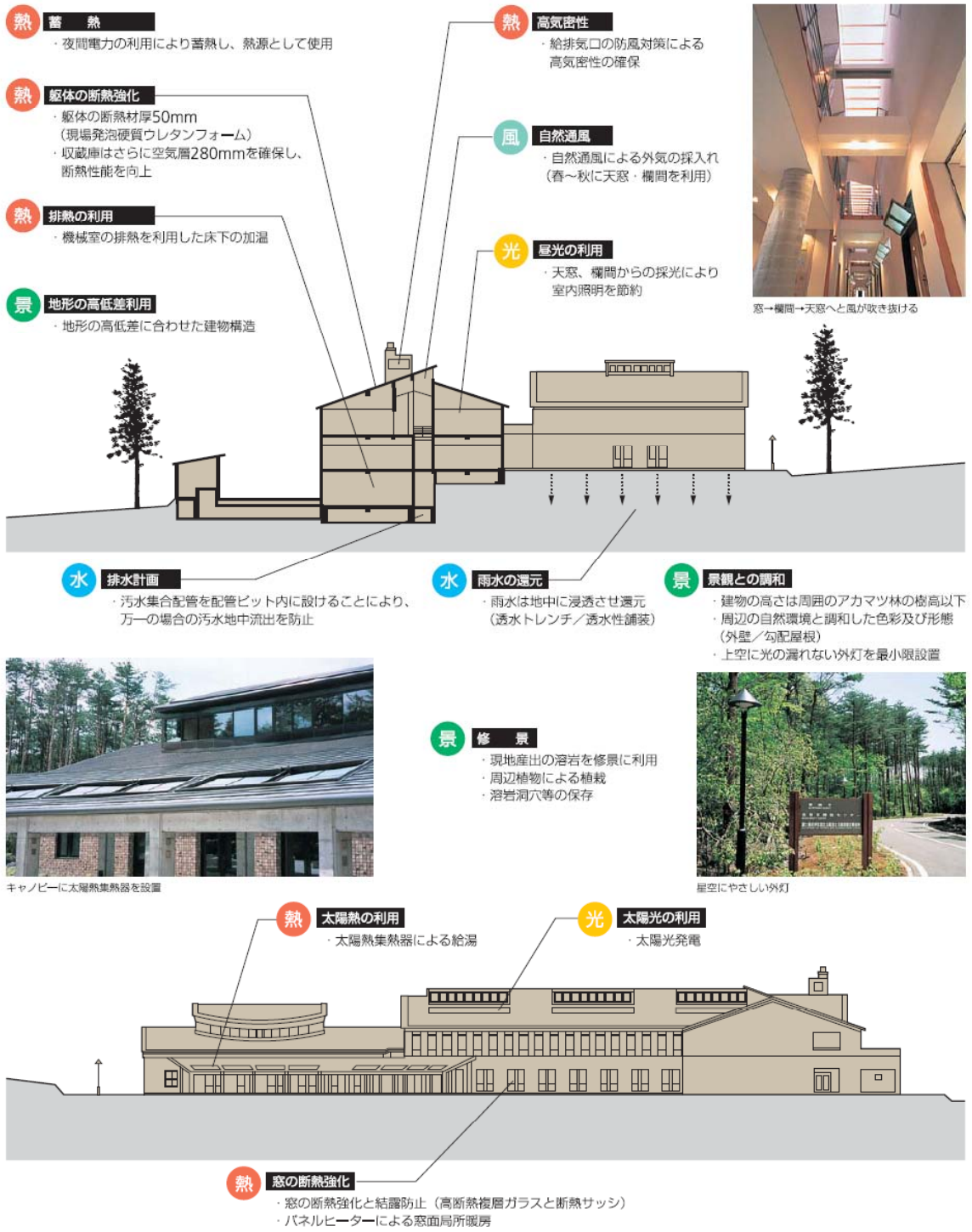
- ・ 目的 1 グリーン購入を実施すること。
- ・ 目的 2 再生紙の使用を進める。
- ・ 目的 3 環境に配慮した契約を推進する。
- ・ 目的 4 通常の行政事務に供する公用車への低公害車の導入を図り、一般公用車については、低公害車とする。
- ・ 目的 5 事務所の単位面積当たりの電気使用量を、平成 13 年度比で 70 %以下とする。
- ・ 目的 6 地球温暖化対策推進のため、クールビズ、ウォームビズの徹底、冷暖房運転の調整等により冷暖房温度を適切に設定する。
- ・ 目的 8 自動車の使用による大気環境への負荷を低減する。特に公用車で使用する燃料を平成 13 年度比で概ね 70 %以下とする。
- ・ 目的 9 超過勤務の削減等により、タクシーの使用量を削減し、大気環境への環境負荷を削減する。
- ・ 目的 10 省内における廃棄物の発生抑制のため、リデュース・リユース及びリサイクルを進め、省内における廃棄物総量を平成 15 年度比で概ね 65 % 如何にすること及び廃棄物中の可燃ゴミの量を同期間に概ね 57 %以下にする。
- ・ 目的 12 用紙類の使用を節減し、使用量を削減する。
- ・ 目的 13 上水使用の節減を励行する。

なお、グリーン購入についても、グリーン購入法基本方針に、環境物品等の調達推進の背景及び意義の 1 つとして、京都議定書目標達成計画の確実な実施に資するため、国等は環境物品等を率先的に調達する必要がある旨の記述があります。環境省では、グリーン購入法基本方針に即して適切に環境省調達方針を作成し、環境省調達方針に従って適切に調達を行うことで、温室効果ガス排出量削減に向けた取組を進めます。

環境省においては、これらの計画等に基づく取組を進め、さらなる温室効果ガス排出量の削減を進めてまいります。

【コラム】 環境省関連施設における環境に配慮した整備

環境省関連施設では、施設整備の際に率先して環境に配慮に努めています。
 例えば、わが国における自然環境・生物多様性の総合情報拠点として平成10年に開所した生物多様性センター（山梨県富士吉田市）では、以下のような自然環境との共生を目指した設計を導入しています。



(2) 廃棄物排出量

【 目標 】

廃棄物排出量については、政府実行計画において、「事務所から排出される廃棄物の量（湿重量）を、平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均で概ね 75 %以下にする」こと及び「廃棄物中の可燃ごみの量を同期間に概ね 60 %以下とする」ことが、目標として掲げられており、環境省実施計画では、政府実行計画の目標に貢献するため、3 R に取り組むことにより、環境省から排出される廃棄物の量及び可燃ゴミの量の削減を図ることとしています。

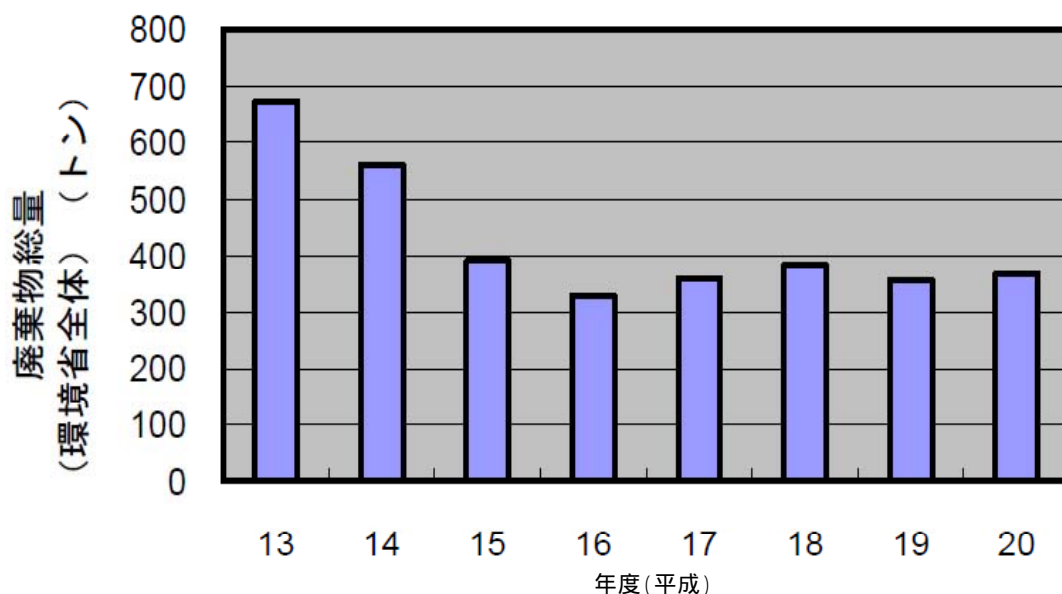
本省庁舎組織を対象とする環境マネジメントシステムでは、「平成 20 年度及び平成 21 年度目的、目標及び実施計画」において、「廃棄物総量につき、年次目標を設定することにより、平成 15 年度比で概ね 65 %以下とする」こと、及び「可燃ゴミ排出量につき、年次目標を設定することにより、平成 15 年度比で概ね 57 %以下とする」ことを掲げています。

【 実績 】

過去の環境省の廃棄物総量及び可燃ゴミ排出量は、以下のとおりとなっています。

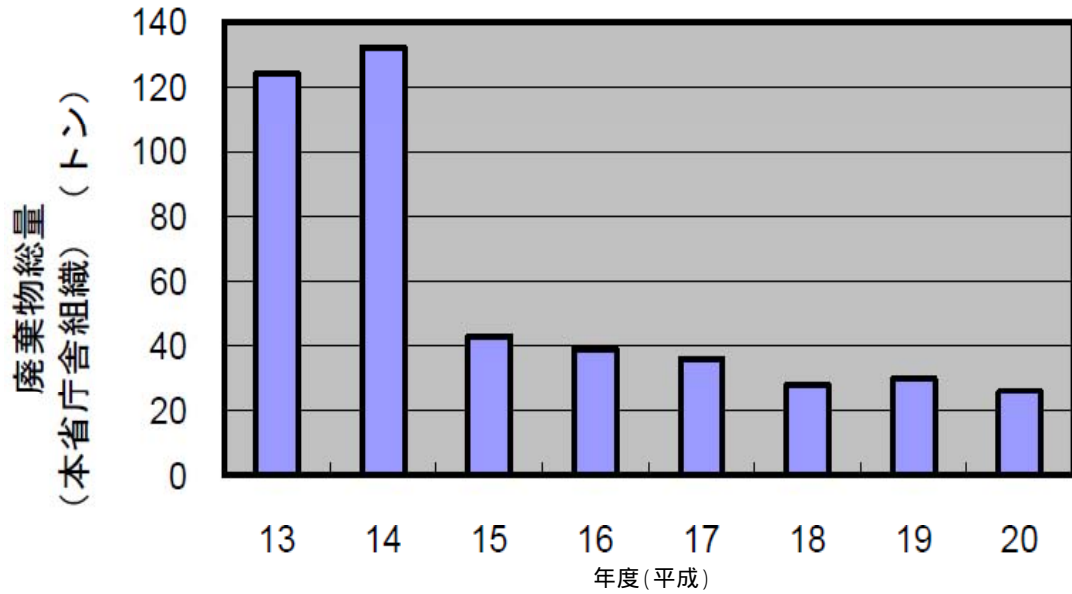
< 廃棄物総量 > (環境省全体)(t)

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19	20
廃棄物総量	673	560	393	331	360	385	358	370



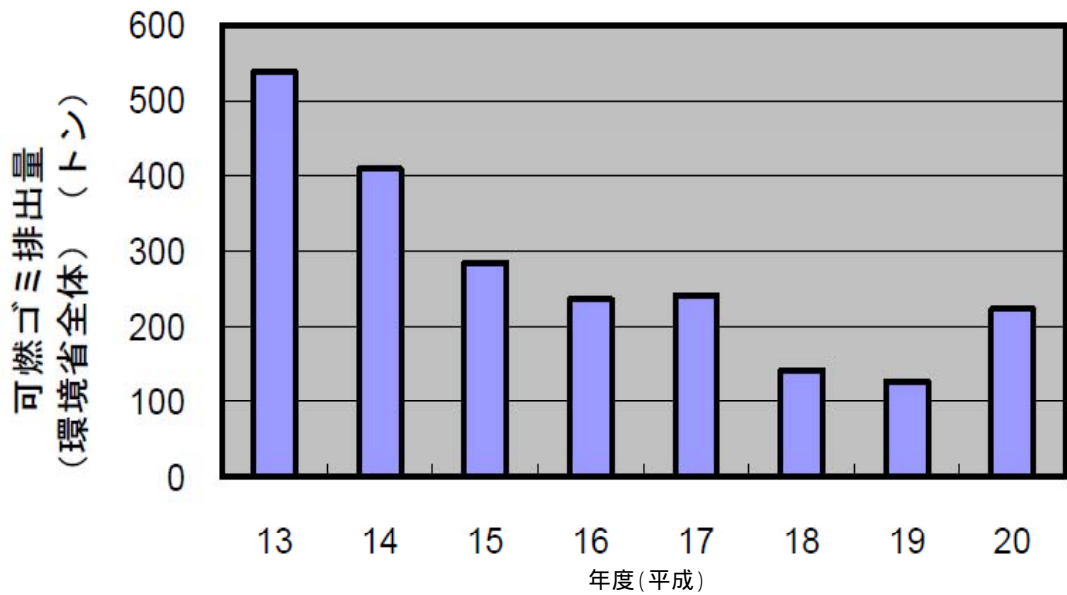
< 廃棄物総量 > (本省庁舎組織)(t)

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19	20
廃棄物総量	123.5	132.0	42.6	39.3	36.3	27.9	30.3	26.5



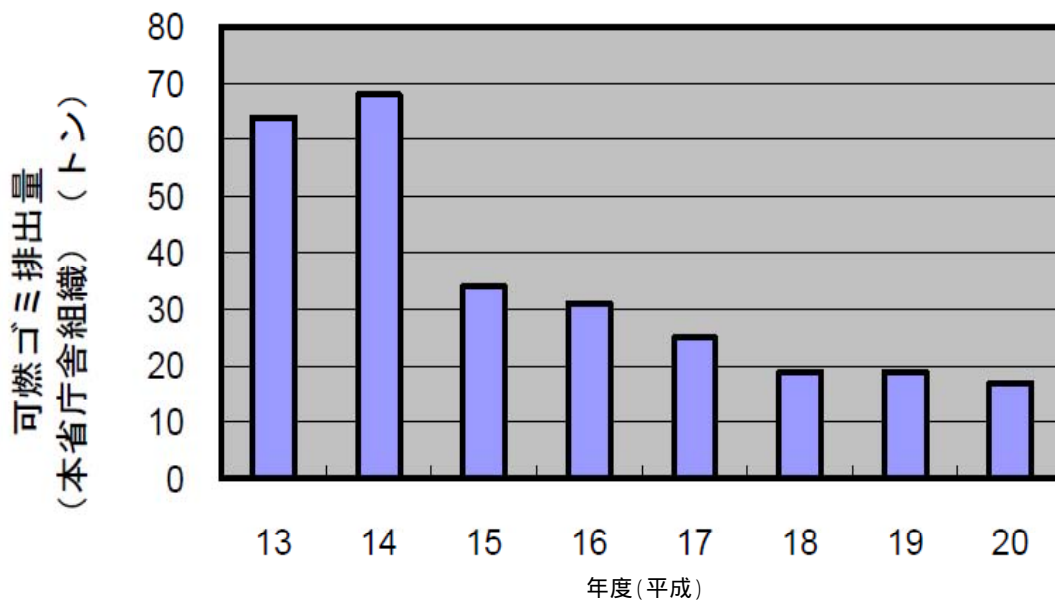
< 可燃ゴミ排出量 > (環境省全体)(t)

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19	20
可燃ゴミ排出量	538	409	285	236	241	142	127	223



< 可燃ゴミ排出量 > (本省庁舎組織)(t)

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19	20
可燃ゴミ排出量	64.5	68.0	33.5	30.7	25.4	19.2	19.4	17.2



環境省全体を対象とした平成 20 度の廃棄物総量及び可燃ゴミ排出量は、平成 13 年度比で、それぞれ 55.0 %及び 41.4 %となっており、「事務所から排出される廃棄物の量(湿重量)を、平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均で概ね 75 %以下にする」及び「廃棄物中の可燃ごみの量を同期間に概ね 60 %以下とする」という目標は達成できる状況にありますが、平成 19 年度に比べると増加しているため、引き続き努力が必要です。

本省庁舎組織を対象とした平成 20 年度の廃棄物総量及び可燃ゴミ排出量は、平成 15 年度比で、それぞれ 60.5 %及び 50.0 %となっており、環境マネジメントシステムの目標は、達成されています。

【 廃棄物の排出削減に向けた取組 】

環境省実施計画においては、以下のような取組を進めることとしています。

- ・ 容器又は包装を利用する場合には、簡略な包装とし、当該容器又は包装の再使用や再生利用を図る。
- ・ 使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
- ・ リサイクルルートの確保等を内容とする各庁舎ごとのリサイクル計画を策定するとともに、実施のための責任者を指名する。
- ・ シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。
- ・ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収を進め、再使用に積極的に推進する。

等

環境マネジメントシステムの「平成 21 年度及び平成 22 年度目的、目標及び実施計画」においても、省内の廃棄物分別の徹底を図るための施策として、

- ・ ゴミの分別マニュアルに従い、用紙類、一般可燃ゴミ、不燃ゴミ、ペットボトル、缶・ビン、紙パック、電池類、段ボールの 9 種類に分別する。
- ・ 分別ボックスを職員が使いやすく、見やすい場所に置く。

等の施策を、また、廃棄物総量の削減を図るための施策として、

- ・ 廃棄物を発生抑制するため、エコバッグ等の使用を徹底し、レジ袋等は辞退する。また、使い捨て商品の購入・使用を避け、リデュース・リユース及びリサイクルに努める。
- ・ 事務用品等において可能なものは再利用、詰め替えて使用する。

等の施策を、さらに、可燃ゴミ排出量の削減を図るための施策として、

- ・ 執務室内の張り紙等により可燃ゴミの削減に関する呼びかけを行う。

等の施策を掲げています。

環境省においては、これらの計画等に基づく取組を進め、さらなる廃棄物排出量の削減を進めてまいります。

(3) 中水循環量，総排水量

本省庁舎組織が置かれている中央合同庁舎5号館においては、排水を全て浄化した上で中水施設に還流し、同庁舎のみならず他の庁舎での中水としての利用に供しています。このため、本省庁舎組織においては排水は発生しておらず、特に、排水に関する目標等は設定していません。

なお、第5号合同庁舎で、排水を浄化して中水施設に還流している量（中水循環量）は、平成20年度で57,400 m³、平成19年度で60,907 m³、平成18年度で61,229 m³となっています。

今後とも、引き続き、排水を浄化し、中水として適切に循環利用してまいります。

(4) 大気環境への負荷の低減

【 目 標 】

大気環境等に係る負荷量そのものに係る定量的データや数値目標はありませんが、大気環境等の負荷の低減に資する取組については、本省庁舎組織を対象とする環境マネジメントシステムでは、「平成 20 年度及び平成 21 年度目的、目標及び実施計画」において、「通常の行政事務に供する公用車への低公害車の導入を図り、一般公用車については、低公害車とする」こと、「自動車の使用による大気環境への負荷を低減する。特に公用車で使用する燃料を平成 13 年度比で概ね 70 %以下とする」こと、及び「超過勤務の削減等により、タクシーの使用量を削減し、大気環境への環境負荷を削減する」ことを掲げています。

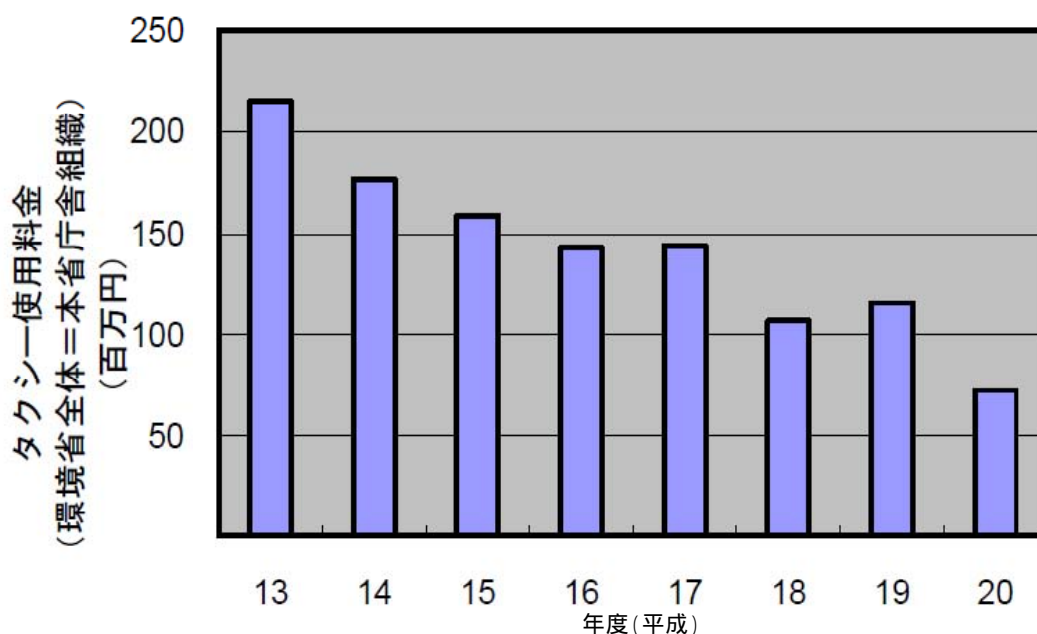
【 実 績 】

平成 20 年度においては、本省庁舎組織において保有する一般公用車 24 台について、すべてを低公害車としています。また、本省庁舎組織を対象とした公用車使用燃料についても、平成 13 年度比で 64.1 %となっていることから、「公用車で使用する燃料を、平成 13 年度比で 70 %以下とする」という目標に向けて、順調に推移しています。

タクシー使用料金の実績については、以下のとおりです。

< タクシー使用料金 > (環境省全体,本省庁舎組織)(円)

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19	20
タクシー使用料金	214,941,700	176,824,661	159,043,036	143,391,560	144,105,780	106,911,410	115,675,590	72,261,460



平成 20 年度の実績は、平成 13 年度と比較すると、7 割程度減となっています。
(なお、本省庁舎組織以外でのタクシー使用の実績はないため、環境省全体での実績が、本省庁舎組織での実績となります。)

【 大気環境への負荷の低減に向けた取組 】

環境マネジメントシステムの「平成 21 年度及び平成 22 年度目的、目標及び実施計画」においては、

- ・ 一般公用車への低公害車導入
- ・ 公用車で使用する燃料の削減に係る施策として、
 - ・ ノーカーデー（毎月第一月曜日）において、原則、公用車等の使用を控える。
 - ・ ノーカーデー以外においても、他官庁訪問、近距離出張における公用車の使用を自粛し、公共交通機関・共用自転車を利用するよう努める。
 - ・ ノーカーデーの徹底につき、張り紙等により周知を図る。 等
- ・ タクシー使用に伴う大気環境への負荷低減に係る施策として、
 - ・ 定時退庁日（毎週水曜日）及び早期退庁励行日（毎週金曜日）における定時退庁を励行する。具体的には、定時退庁日及び早期退庁励行日における勤務時間外の会議の禁止、国会待機職員等の合理化を図る。
 - ・ 20 時の消灯以降は、原則、速やかに退庁する。 等

の施策を掲げています。

グリーン購入についても、グリーン購入法基本方針において、自動車は排出ガス及び燃費基準値について一定の基準を満たすように判断の基準が定められています。環境省では、環境省調達方針に基づき、これらの自動車について適切に調達を行ってまいります。

また、環境配慮契約法基本方針において、価格のみならず燃費を総合的に評価する総合評価落札方式による自動車の調達を行うことが定められており、環境省では、これに従った調達を行っています。これらの取組は大気環境への負荷の低減にも繋がります。(1 . インプット (5)グリーン購入・調達状況 自動車等(自動車) 参照)

環境省においては、これらの取組等を進め、さらなる大気環境への負荷の低減を進めてまいります。

3. 社会的取組

環境省職員の環境保全活動への参加

環境省においては、全国各地で行われる自主的な環境保全活動を支援するため、職員がボランティアに参加する取組を行っています。

具体的には、環境省ホームページ上に環境省職員の参加希望受付窓口（<http://www.env.go.jp/volunteer/index.html>）を整備し、運営しています。

環境省においては、今後、さらなる環境省職員の環境保全活動への参加を進めてまいります。

【コラム】 現場体験を通じた環境省の職員研修

環境省では、環境省新採用職員研修の一環として、新宿御苑内のゴミ集積所にて研修生自身がゴミの分別を体験する研修を行いました。この研修は、体験を通して環境に関わる現場を知るとともに、新採用職員の職務遂行能力の向上に繋げることを目的としています。

受講した新採用職員からは、集積所におけるゴミ分別の大変さや重要さを改めて認識し、環境に関わる現場を知ろうととても有意義であった等の声が多く寄せられ、この研修は環境行政に携わる環境省職員としての一つの出発点となっています。



環境施策の状況（政策分野）

「はじめに」に記したとおり、環境配慮方針では、同方針の実施状況について、毎年、オフィス活動分野及び政策分野について、それぞれ、環境省環境マネジメントシステム及び環境省政策評価実施計画の進行管理の中で評価を行うことにより、自己点検を実施することとしており、平成 19 年度までは、この自己点検の結果を、環境配慮等の状況として公表してきました。本報告書においても、環境施策の状況（政策分野）については、平成 19 年度までの環境配慮方針の実施状況の自己点検と同様、環境省政策評価実施計画の進行管理の中で評価を行うこととし、ここでは、その結果の概要を記すこととします。

環境省では、政策評価法に基づき、環境省政策評価基本計画を定めており、また、毎年、事後評価について、環境省政策評価実施計画を策定しています。

また、環境省では、環境省政策評価基本計画及び環境省政策評価実施計画に基づき、環境省が実施した施策全てについて評価を行い、その結果は、翌年度における重点施策の策定、予算・機構定員の要求、制度の新設・改廃等の企画立案作業において、重要な情報として活用し、反映するよう努めています。

平成 20 年度に実施した施策については、学識経験を有する第三者からなる政策評価委員会の助言を得るとともに国民の意見を聴いた上で評価を行っており、その結果を公表しています。

詳しくは、http://www.env.go.jp/guide/seisaku/h20_jigo/jigo.html をご覧下さい。

平成 20 年度事後評価（政策評価）の概要

平成 20 年度に行った施策については、あらかじめ設定した目標の達成状況や指標の動向等により、施策に係る現状の把握、課題等の分析を踏まえて評価を行いました。

評価対象とする施策については、「地球温暖化対策の推進」等の 9 つの施策を掲げ、それぞれについて評価を行い、その結果を「予算要求等への反映」及び「機構・定員要求への反映」の 2 つの観点で整理しています。

「予算要求等への反映」の観点では、9 つの施策を、

- ・ 改善・見直しを行った上で予算要求等を行うべき施策であることを示す「 施策の改善・見直し」
 - ・ 引き続き推進する取組として予算要求等を行うべき施策であることを示す「 取組を引き続き推進」
 - ・ 廃止、休止若しくは中止すべきもの又は完了したものとして予算要求等を行うべきではない施策であることを示す「 施策の廃止・完了・休止・中止」
- の 3 つのいずれかに分類しています。「 施策の改善・見直し」については、さらに、
- ・ 重点化等を図って予算要求等を行うべき施策であることを示す「 -a 施策の重点化等」

- ・ 一部について廃止、休止若しくは中止すべきもの又は一部について完了したものと
として縮小して予算要求等を行うべき施策であることを示す「 - b 施策の一部の
廃止・完了・休止・中止」

のいずれかに分類しています。

「機構・定員要求への反映」の観点では、9つの施策それぞれについて、当該施策に携わる機構を要求すべきであることを示す「 機構要求を図る」及び当該施策に携わる定員を要求すべきであることを示す「 定員要求を図る」のそれぞれに該当するか否かという観点から評価を行っています。

評価結果の概要は、以下の表のとおりです。

施 策 名	予算要求等への反映	機構・定員要求への反映
地球温暖化対策の推進	- a	
地球環境の保全	- a	
大気・水・土壌環境等の保全	- a	
廃棄物・リサイクル対策の推進	- a	
生物多様性の保全と自然との共生の推進	- a	
化学物質対策の推進	- a	
環境保健対策の推進	- a	
環境・経済・社会の統合的向上	- a	
環境政策の基盤整備	- a	-

【 凡 例 】

「予算要求等への反映」については、以下の項目に整理

施策の改善・見直し

- a 施策の重点化等

- b 施策の一部の廃止・完了・休止・中止

取組を引き続き推進

施策の廃止・完了・休止・中止

「機構・定員要求への反映」については、以下の項目に整理

機構要求を図る

定員要求を図る

環 境 報 告 書

～ 環境配慮促進法に基づく環境配慮等の状況の公表 ～

平成 22 年 1 月

環境省総合環境政策局環境計画課

〒 100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL : 03-5521-8233 FAX : 03-3581-5951

ホームページ <http://www.env.go.jp/>

(禁無断転載)